

障害福祉事業所「にじいろショップ」が横須賀衣笠商店街で自主製品を販売しました。

4 月 4 日～8 日まで、衣笠・ガレリア会館において、障害福祉事業所の自主製品販売会「にじいろショップ in 衣笠仲通り商店街」が開催されました。

市内 44 の障害福祉事業所が加盟する N P O 法人横障作連の主催。フェルトマスコットや陶器、焼き菓子などを展示販売。また公郷小学校児童が自分たちの手で栽培した野菜を描いた絵画や、三浦学苑高校美術部員が衣笠商店街の過去の写真を元に手掛けた絵画や立体作品も並びました。福祉事業所で働く方たちが 1 点 1 点気持ちを込めて作成した品々が展示・販売されました。また、市立公郷小学校特別支援学級や三浦学園高校美術部の絵画などの作品も展示されており、平日にもかかわらず、沢山のお客様が来店され、大変賑わった販売会となりました。

当日は J:COM の取材が入り、つばさ職員の阿部さんがにじいろショップの代表として、生放送のインタビューを受けました。

コロナ禍で販売の機会が減ってしまったことや障害者の活動について知ってほしいこと、各事業所で協力して販売会を実現させたかった熱い想いを語られたり、当事業所が作成している中でも、大人気売れ筋商品、フェルトワンコの紹介もさせていただきました。

以前は作品展や障害者週間などがありましたが、ここ 2 年ほどコロナの感染予防のために行事が行えない状況になっているものの、職員が取材を受けたことなどで、事業所内も大変盛り上がった一週間となりました。利用者の工賃向上のためにも、社会参加のためにも、コロナ終息を心から願うばかりです。



横須賀市 障害者基幹相談支援センター主催研修会 参加報告

令和 4 年 3 月 11 日、ヴェルクよこすかに於いて、基幹相談支援センター主催による研修会が開かれ、福祉施設に従事している横須賀市内の入所施設職員、通所施設職員、グループホーム職員等支援に携わる方々 70 名が参加されました。つばさの会からは、「就労継続支援 B 型事業所つばさ」管理者松原理恵、「就労継続支援 B 型つばさ第二」管理者佐藤弘子の 2 名が受講され、講演会を聴いた感想を述べられました。

講演会テーマ： “支援” とは何か～障害のある人への支援で感じる困難さに向き合う～

講師： 県立保健福祉大学 社会福祉学科 講師 岸川 学氏

内容： ◎障害のある人への支援の特徴 ◎困難さとは何か ◎問題行動とは

【支援者が感じる困難さ】

- ①当事者の「問題行動」
- ②コミュニケーションが難しい
- ③支援拒否
- ④当事者は幸せそうだが、周りの人が困っている
- ⑤当事者が障害を認めない
- ⑥当事者と家族の想いが異なる
- ⑦家族の言動に振り回される
- ⑧家族が障害を認めない
- ⑨支援者同士の人間関係や考え方、方向性の相違
- ⑩近隣や地域社会との関係
- ⑪制度が不十分もしくは使いにくい
- ⑫問題が解決しない

【問題行動】

- ◇変更や変化が苦手（こだわり）
- ◇自分の顔をたたいてしまう（自傷）
- ◇人を突き飛ばしたり、かみついたりする（他害）
- ◇大声で叫ぶ（奇声）
- ◇突然走り出して目が離せない（多動）
- ◇夜、寝なくて大声で騒ぐ（昼夜逆転）
- ◇なんでも食べてしまう（異食）
- ◇同じものしか食べない（偏食）
- ◇本人に支援が必要だが、介入をいやがる（拒否）
- ◇試し行動や挑発、虚言（挑戦的行動）
- ◇差別・偏見・排除（社会的逸脱）
- ◇性的逸脱行為（性犯罪）

感想：【松原 理恵】

岸川講師は、現在は神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科で社会福祉学の講師をされているが、大学を出たての頃には、重度知的障害者施設の職員として、利用者の支援に当たられていた。当時の日記には、支援の困難さや、ご自身が感じられた疲弊感などが赤裸々に綴られていて、現場の支援者としての苦悩や葛藤を感じとることができた。また、最重度の利用者さんと一緒に行った海外旅行のエピソードも、大変興味深かった。

支援していく上では、「目標」ばかりがゴールになってしまいがちになったり、問題解決志向ばかりが強くなりがちだが、実際には解決できないことが多く、たとえ解決しなくても、しあわせな気持ちになれるということを深く考えさせられた。

今回の研修は支援者対象だったが、あらためて支援とは何かを振り返ることができ、「問題や課題は解決しなくても、つかず離れず関わり続けること」が大切なのだということ、明日からの利用者とのかかわりに活かしていきたいと思った。

感想：【佐藤 弘子】

支援する行為に対して、問題行動を考えてみる事が大切である事。

「問題行動」というラベルを貼る事で大変さを自己正当化しているのではないかと感じる。当事者と言葉のキャッチボールがあればコミュニケーションは手段である事、目的を達成した事にはならないとの事。

問題や課題が解決しなくても、つかず離れず関わり続けることが私達の役割であり、大切な行為ではないかと感じました。

支援出来る仲間を増やす事も大切。

以上



障害年金 450 万円支給へ 東京地裁が命令、国が敗訴

2022年4月 20 日 By 共同通信, Kyodo

就労していることなどを理由に国の障害年金の支給が認められなかったのは不当だとして、発達障害と軽度の知的障害がある埼玉県内の男性（25）が不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は20日までに国の決定を取り消し、障害基礎年金2級（月約6万5千円）の支給を命じた。国は控訴せず、判決が確定。男性には今後の年金のほか、未支給分の計約450万円が支払われる見通し。

代理人の関哉直人弁護士は「就労が続いていると障害年金が支給されないケースがあるが、支援の状況を丁寧に判断すべきで、判決はその点を明確に指摘した」と話している。

精神科の強制入院縮小へ 厚労省、将来的な廃止視野

精神科病院の医師が家族らの同意を得て患者を強制的に入院させる「医療保護入院」について、厚生労働省は 3 月 21 日までに、制度の将来的な廃止も視野に入れ、縮小する方向で検討に入った。医療保護入院は精神科の入院患者の半数近くを占め、不要な長期入院が問題になっているほか、国際的に人権侵害との批判が出ている。前身の制度ができた 1950 年以来、厚労省が廃止を打ち出すのは初めてとみられる。

厚労省は、病院職員らに虐待の自治体への通報を義務付けることも検討。有識者検討会での議論を踏まえ、早ければ年内に精神保健福祉法などの改正案を国会へ提出する方針だ。

精神科病院を巡っては、虐待事件も絶えないことから、厚労省は病院職員らに虐待の自治体への通報を義務付けることも検討。有識者検討会での議論を踏まえ、早ければ年内に精神保健福祉法などの改正案を国会へ提出する方針だ。

精神科の入院制度は医療保護入院のほか、自分や他人を傷つける恐れがある人を都道府県知事らの権限で強制的に入院させる「措置入院」、本人の同意に基づく「任意入院」がある。

厚労省によると、精神科の入院患者約 27 万人のうち、約 13 万人が医療保護入院。厚労省は訪問診療など地域医療の態勢を強化することで、入院前に重症化を予防したり、退院を促進したりする考え。入院の要件を満たすかどうか、半年ごとの確認を病院に義務付ける案も出ている。

虐待については、福祉施設や雇用主には障害者虐待防止法で通報が義務付けられているが、医療機関は対象外。2020 年に神戸市の精神科病院で看護師ら 6 人が逮捕された事件を受け、障害者団体などから病院にも通報義務を課すよう求める声が高まっていた。厚労省は同法か精神保健福祉法の改正で対応する考え。

このほか、病院から独立した立場で入院患者から話を聞き、要望や意見を医師らに伝える外部の専門家「意思表示支援者」（仮称）を創設することも検討。患者の権利を守るのが目的で、退院を請求できる仕組みなどの情報を提供する。研修を受けた精神疾患経験者や福祉職、弁護士ら多様な担い手を想定している。



精神疾患の回復の 3 つのカギとは当事者であり当事者家族でもある精神科医が語る

クリニックのスタッフら 25 人が犠牲になった大阪ビル放火殺人事件。通院者の一人で精神疾患を抱えていた容疑者を追い詰めた背景、そして精神の病気の回復に大事なことは。

AERA 2022 年 2 月 14 日号で、精神科医で当事者の夏莉郁子さんが語る。

* * *

私は友人から「家族・当事者・精神科医のトライアスロンをやってきたんだね」と言われたことがあります。統合失調症の母と向き合った家族であり、私自身は青年期にうつ病と拒食症を経験しています。今は児童精神科医として、やはり医師である夫と開業した診療所で働いています。

一連の報道で、事件のあった場所にお花を手向け、手を合わせている人の姿から、「この人たちも事件の被害者なんだな」と改めて思いました。患者さん同士の結び付きの強さも感じました。診療所の待合室やリワークの場が、一つのサロンになっていたのでしょうか。同時に、あらゆる角度から考えを巡らせました。容疑者を追い詰めたのは何か。社会の側に問題が潜んでいなかったか。幼少期からの地域の環境や医療体制はどうだったか、と。

私は精神の病気の回復には、三つの要素が大事だと考えています

第一に、偏見のない社会。私は、人が一番参る根本の原因は、孤独だと思っているんです。私自身、青年期に 2 度の自殺を図りましたが、病気を深めたのも、孤独からでした。最近、全国各地に認知症カフェが出来ましたが、精神疾患カフェというのは、ほとんど耳にしません。偏見の証しです。私は、今でこそ自分の病も家族歴も公表していますが、多くの方は簡単には、「私、精神疾患になっちゃってさ」と言えないわけですね。ましてや今回のような事件があると、「恐ろしいんだね」と誤解が生まれがちです。私は精神科医という自分自身の立ち位置から、社会の偏見を是正する活動を続けていこうと考えています。

第二に、待つ力。これは本人以外の、周りの人にとっても大切です。私は 7 年にわたって治療薬を飲んでいました。今は家庭を持っていますが、当時は家庭なんて持てないと思っていたし、ましてや親になんかなれないと思っていたんです。暗い顔をしてため息ついてでも、生き続けてきて今がある。「死にたい」と思ってもいいし、くよくよしたっていい。「時の薬」があるよと、多くの人に伝えたいです。

第三に、語る力。私は、同じような家族歴のある人と語ることが治療になったと実感しています。以前は、身をひそめるように生きてきましたが、今は全国を飛び回って講演して歩いている。ここまで元気になれたのも、出会ってきた「人の薬」のおかげです。

「時間薬」と「人の薬」は、専門家でなくても処方できます。病院も薬も要らないのです。

※AERA 2022 年 2 月 14 日号

ひきこもり支援うたう「引き出し」業者に賠償命令、無理やり連行・閉じ込めは「違法」

3/25(金)yahoo ニュース配信

「ひきこもりの人を自立させる」などうたう「支援」業者によって暴力的に自宅から連れ出され、事実上の監禁状態に置かれたとして、元入所者の男性（30 代）が 550 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が 3 月 25 日、東京地裁で言い渡された。同地裁は、男性を無理やり施設へ連行し、監視付きの部屋に閉じ込めたのは不法行為に当たるとして、施設を運営していたクリアアンサー（東京都新宿区、2019 年に破産申し立て）に慰謝料など計 110 万円の賠償を命じた。ひきこもり当事者らを無理やり施設へ連れていく業者は「引き出し屋」などと呼ばれ、類似の団体による連れ出しが全国で起きている。弁護団は判決後、さらなる被害者を出さないよう、国が支援業者に規制を設けるべきだと訴えた。

●原告男性「所持品を取り上げられ、『稼ぎのないお前が悪い』と言われ続けた」原告男性によると、クリアアンサーが運営する「あけぼのぼし自立研修センター」の職員らは 2018 年 5 月、突然自宅を訪れて男性に入所を迫った。男性が同意せずにいると、職員 2 人に力づくで車に引きずり込まれ、同センターの寮である地下の部屋へ連れて行かれて監視付きで 8 日間、閉じ込められた。それでも入所に応じずにいたところ、精神病院の閉鎖病棟で 3 日間身体拘束を受け、約 50 日間にわたり入院させられた。男性は退院後、同センターでの生活を強いられたが、同年 8 月に弁護士らを頼り脱走した。原告の男性は判決後、弁護団とともに記者会見し「施設では所持品を取り上げられ、職員には『稼ぎのないお前が悪い』と言われ続けた。隙を見て入所者仲間と相談機関を回ったが、誰にも信じてもらえず（担当者）『悪いのはあなたじゃないか』と言われたことさえある」と振り返った。閉鎖病棟では、オムツをはかされてトイレに行くことすら許されないという、屈辱的な経験もしたという。判決では、同センターの職員らが男性を無理やり連れ出し、地下室に閉じ込めて「万が一逃走しても、捜索願を出して見つけてセンターに戻されることになる」などと話して逃げられない状態にしたことを「移動の自由を侵害する不法行為」と認めた。弁護団長の宇都宮健児弁護士は「たとえ（施設と契約した）親の了承を得ていても、本人の同意なく連れ去った

り閉じ込めたりするのは重大な人権侵害であり許されないと、明確にした判決。業者に警鐘を鳴らす効果が期待できる」と評価した。ただ、判決は原告男性が退院後、同センターの職員に財布や時計などを取り上げられ、監禁状態に置かれたとの訴えについては、原告に逃げられないと思わせる面はあったとしながらも「自由に外出できる時間もあり、逃亡は可能だった」などとして退けた。

●親が業者に味方していて、泣き寝入りのケースが大半 同センターをめぐるのは今年 1 月、元入所者の女性が同様の連れ出しによって精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求める訴訟の判決があり、東京地裁は同センター職員と連れ出しを依頼した母親に、計 55 万円の賠償責任があると言い渡した。判決では女性が、はだしのまま部屋着姿で強引に連行され、見張り付きの部屋に入れられたことを不法行為と認定。女性は抗議の意思を示すため飲食を一切拒否し、入所 2 日目に ICU に搬送された。また同センターのほか、ワンステップスクール（若者教育支援センター）湘南校（神奈川県中井町）に入所していた 20～30 代の男性 7 人も 2020 年、強引な連れ出しや監禁の被害を受けたとして、損害賠償を求める集団訴訟を横浜地裁に起こした。これらの施設以外の入所者からも、連れ出し被害を訴える声は相次いでいる。しかし自宅という密室で連れ出しが行われている上に、親が業者側に味方しているため被害立証に必要な書類を得るのが難しいといった理由で、泣き寝入りしている人が大半だ。また、いわゆる若者の自立を支援する施設が、適切に運営されているかを監督する行政機関は、現時点では存在しないのが実状だ。宇都宮弁護士は「国や自治体の取り組みが不十分なため、間隙を縫って引き出し屋が横行している。業者を監視し、悪質な場合は排除できるような規制立法が必要だ」と強調した。原告男性も「今この瞬間にも、無理やり施設に入所させられている人たちがいる。判決のニュースが彼らを励まし、可能なら誰かを頼って脱出するための力になってほしい」と願っていた。また男性は入院先の成仁病院（東京都足立区）に対しても、損害賠償を求める訴訟を起こしている。（ライター・有馬知子）

◆家族交流会について

担当： 046-825-9121（木原）

5 月 25 日（水）本町コミュニティセンター（総合福祉会館 6 階）第一会議室 13：00～15：00

6 月 29 日（水）本町コミュニティセンター（総合福祉会館 6 階）第一会議室 13：00～15：00

7 月 27 日（水）本町コミュニティセンター（総合福祉会館 6 階）第一会議室 13：00～15：00

※感染の推移によって急きょ中止になる場合があります。

参加希望者は開催の有無を上記担当者に確認のうえ、ご来館下さい